

令和 2 年 度

事業計画及び収支予算について

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

公益財団法人 旭川市体育協会

令和2年度 公益財団法人 旭川市スポーツ協会事業計画一覧

	該当頁
I 公益目的事業	
1 スポーツの普及・振興を図る事業	P 2
(1) スポーツ大会開催事業(定款第4条第1項 第1号関係)	
① 第41回バーサーロペット・ジャパン(クロスカントリースキー)の開催	
② 2020(第12回)旭川ハーフマラソンの開催	
(2) 市民のスポーツイベント開催事業(定款第4条第1項 第7号関係)	P 3
「旭川市民体育の日」事業	
① 夏季「市民体育の日」の事業	
② 冬季「市民体育の日」の事業	
(3) スポーツに関する講演会の開催事業(定款第4条第1項 第1号関係)	
(4) スポーツリーダーバンク事業(定款第4条第1項 第1号関係)	
(5) スポーツボランティア育成事業(定款第4条第1項 第1号関係)	
(6) ニュースポーツ用具等の地域貸出事業(定款第4条第1項 第4号関係)	
(7) AED(自動体外式除細動器)の貸出事業(定款第4条第1項 第4号関係)	
(8) スポーツ功労者等の表彰事業(定款第4条第1項 第4号関係)	
(9) スポーツ情報の提供事業(定款第4条第1項 第5号関係)	
2 スポーツ団体等の育成支援事業	
(1) スポーツ少年団育成事業(定款第4条第1項 第3号関係)	P 4
① 大会開催事業 ② 表彰事業 ③ 派遣事業	
④ 普及事業 ⑤ 基金事業	
(2) スポーツ団体等の育成支援事業(定款第4条第1項 第2・4号関係)	P 6
① 加盟団体等育成事業	
ア 加盟団体の育成のため,新規加盟から6年間,運営費補助金を交付	
イ 加盟団体等への助成金制度(市民向けの新規の講習会,大会の開催)	
ウ 利用団体事務室・会議室の運営	
② 総合型地域スポーツクラブの普及と育成	
(3) 調査研究事業(定款第4条第1項 第2・3・7号関係)	
① 旭川市における競技力向上及び次世代アスリート発掘・養成事業のあり方について	
3 スポーツ推進のための各種教室等の開催及び体育施設の管理運営事業	P 6
(1) 旭川市総合体育館の管理運営事業(指定管理事業)(定款第4条第1項 第1・6号関係)	
① スポーツ教室等の開催	
② 健康体力づくり教室の開催	
③ トレーニング相談事業	
④ 施設の管理運営	
(2) 大成市民センター体育館の管理運営事業(定款第4条第1項 第1・6号関係)	P 8
① スポーツ教室の開催	
② スポーツ講座の開催	
③ 施設の管理運営	
II 法人管理運営事業	P 9
III その他	
1 上川管内体育協会連絡協議会の運営	
2 上川管内スポーツ少年団連絡協議会の運営	
3 総合型地域スポーツクラブ上川ネットの運営	

令和2年度 公益財団法人 旭川市スポーツ協会事業計画書

I 事業方針

本協会は、旭川市のスポーツ団体を統括し、スポーツ推進に関する事業を行い、市民の健全な心身の発達と地域の活性化に寄与することを目的として昭和27年4月に発足し、昭和60年4月に財団法人の認可を受けました。

平成18年度からは、旭川市総合体育館の指定管理者として効率的な管理運営とサービスの向上を目指すとともに、スポーツ活動の拠点施設の管理運営を通じて市民の健康・体力づくりに貢献してまいりました。

また、民による公益の増進を目指した公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日付けで公益財団法人に移行し新たなスタートを切ったところであり、令和2年度は公益財団法人移行8年目となります。

さらには昨年度、旭川市総合体育館指定管理者に再度選定され、今年度は指定管理運営再選定の2年目となります。今年度はこれまで以上に公益性の高い事業を積極的に展開し、市民のスポーツ振興や加盟団体の活動推進に取り組んでまいります。

II 活動方針

- 1 市民の皆さんが日常の生活にスポーツを積極的に取り入れ日々の暮らしに豊かさや充実感を実感できるよう、多様な市民ニーズに応える事業を展開し、生涯スポーツの推進に努めます。
- 2 スポーツ少年団組織の充実と単位団活動の活性化を図り、スポーツを通じて子どもたちの体力の向上と健全育成に努めます。
- 3 行政や関係機関、各種団体との連携を図り、バーサーロペット・ジャパン、旭川ハーフマラソンの主管団体として積極的にスポーツ大会の開催を推進しスポーツ振興と地域の活性化に寄与します。
- 4 旭川市総合体育館の指定管理者、大成市民センター体育館の管理運営受託者として公平で平等な利用促進や効率的かつ安全な管理運営に努めスポーツの普及・振興に貢献します。
- 5 スポーツ大会等の情報を幅広く収集し、インターネットや冊子として情報提供し多くの市民が「見るスポーツ」を含めスポーツに接する機会が増えるよう広報活動を充実させてまいります。
- 6 平成30年2月に締結した協定に基づき、プロバレーボールチームの「ヴォレアス北海道」の支援に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツに対する関心を高めるため全市的な応援体制づくりに尽力します。

Ⅲ 事業計画

I 公益目的事業

1 スポーツの普及・振興を図る事業

【事業内容】

(1) スポーツ大会開催事業（定款第4条第1項 第1号関係）

① 第41回バーサーロペット・ジャパンの開催

旭川スキー連盟及び当協会が主管団体となり、国内最大規模のクロスカントリースキー（歩くスキーを含む。）を開催し、冬季スポーツの振興と市民の健康増進を目指すとともに、道内・外からの参加者を誘致し、地域の活性化を図ります。

- ・開催日 2021年3月13日（土）～14日（日）
- ・会場 北彩都特設会場及び周辺河川敷特設コース
- ・種目 クロスカントリースキー競技・歩くスキー、ミニロペットほか
- ・参加予定人員 3,000人
- ・実施内容 バーサーロペット・ジャパン組織委員会の事務局業務を担います。

また、市の委託を受けて、バーサーロペット・ジャパンのコースの一部を活用し、「北彩都歩くスキーコース」として、歩くスキー及びクロスカントリースキーコースを造成管理するほか、歩くスキーセットを貸し出す「スキーリユース事業」を行い、バーサーロペット・ジャパンの参加者増に努めるとともに、冬季スポーツの振興と地域の活性化を目指します。

- ・開設期間 2021年1月上旬～3月下旬
- ・造成コース 北彩都地区周辺（旭川駅裏折り返し4.5kmコース）
- ・スキー貸出期間 2020年12月上旬～2021年2月中旬
- ・貸出場所 旭川市総合体育館

② 2020（第12回）旭川ハーフマラソンの開催

道北陸上競技協会及び当協会が主管団体となり、ハーフマラソンを開催しランニング競技の普及と市民の健康増進を目指すとともに、道内外から参加者を誘致し地域の活性化を図ります。

- ・開催日 2020年9月27日（日）
- ・会場 陸上競技場発着（ハーフマラソンコースは公道（国道40号，旭橋，ロータリー）と石狩川河川防災道路を使用したコース
- ・種目 ハーフマラソン，10km（日本陸上競技連盟公認コース）
5,3km, 3km, ファミリーラン
- ・参加予定人員 5,000人

(2) 市民のスポーツイベント開催事業（定款第4条第1項 第7号関係）

「旭川市民体育の日」事業

旭川市は、昭和55年度から6月及び2月の第3日曜日を「市民体育の日」として制定しており、旭川市から受託し市民がスポーツに親しむ機会を拡充するため事業を実施します。

① 夏季「市民体育の日」の事業

- ・日 時 2020年6月21日（日）
- ・場 所 未 定
- ・参加予定人員 未 定

② 冬季「市民体育の日」の事業

- ・日 時 2021年2月21日（日）
- ・場 所 未 定
- ・参加予定人員 未 定

(3) スポーツリーダーバンク事業（定款第4条第1項 第1号関係）

各種スポーツ・レクリエーション活動及びスポーツ教室の実技指導を行う指導者の登録と要請に応じた派遣を行いスポーツの普及・振興を図るとともに、登録者を対象とした講習会を開催します。

（令和元年度末の登録指導者数：47名 派遣可能種目：53種目）

(4) スポーツボランティア育成事業（定款第4条第1項 第1号関係）

各種大会の運営に必要なボランティアを養成するとともに、要請に応じて派遣しスポーツ大会の円滑な運営を支援します。（令和元年度末の登録者数26名）

(5) ニュースポーツ用具等の地域貸出事業（定款第4条第1項 第4号関係）

市民皆スポーツを目指し、地域や団体等の館外での利用促進を図るため、ニュースポーツ用具の無料貸し出しをします。

〈貸出用具〉

フロアカーリング⑥、4コートバレー②、バグゴ②、ディスゲッター②、ふまねっと①、キンボール①、ペタンク①、スノーシュー②、カーリンコン④、ノルディックウォーキングポール⑤、ターゲットバードゴルフ⑤、インディアカ⑥、クロリティー①、ペガーボール①

(6) AED（自動体外式除細動器）の貸出事業（定款第4条第1項 第4号関係）

加盟団体等が主催する各種事業において、救急救命活動に備えるため、AEDの無料貸し出しをします。（2台保有）

(7) スポーツ功労者等の表彰事業（定款第4条第1項 第4号関係）

① 旭川市体育協会表彰

本市におけるスポーツ振興に貢献された方に「スポーツ功労賞」、「スポーツ功績賞」、「スポーツ貢献賞」を、全国大会等で優秀な成績を収めた選手に「ベストプレーヤー賞」、「スポーツ特別賞」等を贈呈し表彰します。

- ・開催日 2020年10月25日（日）
- ・会場 0M07旭川

② 各種大会入賞者への会長賞表彰

加盟団体等の申請に基づき、各種大会等で優秀な成績を収めた選手に、会長賞（トロフィー又は楯、賞状）を贈呈しスポーツの振興を図ります。

(8) スポーツ情報の提供事業（定款第4条第1項 第5号関係）

① スポーツ大会カレンダーの作成

市内の体育団体等が市内及び近隣町で開催する全国、全道、地区大会の期日、会場を記載した冊子を作製するとともに、ホームページを活用して広く市民に情報提供し、スポーツの普及と地域の活性化に寄与します。（掲載大会約517大会）

2 スポーツ団体等の育成支援事業

【事業内容】

(1) スポーツ少年団育成事業（定款第4条第1項 第3号関係）

青少年の健全育成と競技力向上を図るため、各種大会開催等の事業を実施します。

① 大会開催事業

ア 第37回武道フェスティバル

- ・種目 剣道、柔道、空手道、少林寺拳法
- ・開催日 2020年5月10日（日）
- ・会場 旭川市総合体育館

イ 第39回日専連旭川杯争奪少年野球大会兼第39回旭川市スポーツ少年団軟式野球交流大会（第41回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会予選会）

- ・開催日 2020年5月9日（土）～5月17日（日）
- ・会場 旭川ドリームスタジアム他（予定）

ウ 第13回旭川市スポーツ少年団バレーボール交流大会

- ・開催日 2020年7月18日（土）
- ・会場 旭川市総合体育館

エ 第41回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会兼第35北海道スポーツ少年団軟式野球交流大会（第42回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会北海道予選会）

・開催日 2020年7月23日(木)～25日(土)

・会場 旭川ドリームスタジアム他

オ 第26回ななかまど杯少年剣道大会

・開催日 2020年10月18日(日)

・会場 旭川市総合体育館

② 講習会等開催事業

ア 体力テスト会と親子スポーツ交流会(仮称)

・開催日 2020年10月17日(土)

・会場 旭川市総合体育館

イ リーダー養成宿泊研修会

・開催日 2020年11月(予定)

・会場 富沢ふれあいの家

③ 表彰事業

ア 指導功労者表彰

・開催日 未定

・会場 未定

イ 優良団員表彰

・各単位団において表彰

④ 派遣事業

ア 全国スポーツ少年大会

イ 全道スポーツ少年大会

ウ 全国リーダースクール

エ 全道リーダースクール

オ 全道競技種目別交流大会(野球, バレー, 剣道など)

カ 上川管内交流大会(野球, バレー, 水泳など)

⑤ 普及事業

ア 総合体育館内にパネルを設置し, スポーツ少年団活動等の写真や大会結果を
展示し, スポーツ少年団活動のPRを行います。(通年実施)

⑥ 基金事業

ア スポーツ少年団の普及に関する事業(名称未定)

・開催日 2020年11月1日(日)

・会場 旭川市総合体育館

イ 母集団研修事業—指導者と父母の集い

・開催日 2021年2月(予定)

・会場 未定

(2) スポーツ団体等の育成支援事業（定款第4条第1項 第2・4号関係）

① 加盟団体等育成事業

ア 加盟団体の育成を図るため、新規加盟から6年間、運営費補助金を交付します。

イ 加盟団体等の活動を支援するとともに市民スポーツの底辺拡大を目指して、申請に基づいて次の事業に助成金を支給します。

・対象となる事業

加盟団体等が市民を対象に新たにスポーツ教室・講習会・大会を実施する場合（参加資格を競技団体の登録者に限定する事業は対象外とします。）

ウ 利用団体事務室・会議室の運営

利用団体事務室・会議室を有効に活用し、各種利用団体の活動を支援します。
（令和元年3月末現在5団体入居）

② 総合型地域スポーツクラブの普及と育成

地域の子供から高齢者まで、初心者からベテランまで、いろいろなスポーツに親しむことが可能な総合型地域スポーツクラブは、将来、市民のスポーツ活動の拠点として発展が期待されることから、その普及と育成を図ります。

旭川市内の総合型地域スポーツクラブ

- ・高台チャレンジクラブ
- ・末広ふれあいスポーツクラブ
- ・旭川東豊スポーツクラブ
- ・旭川緑が丘スポーツクラブ 計4クラブ

(3) 調査研究事業（定款第4条第1項 第2・3・7号関係）

「旭川市における競技力向上及び次世代アスリート発掘・養成の在り方について」をテーマとして調査研究事業を行います。

※効果的なトレーニング方法や体系的な育成指導の在り方等の検討

※スポーツに関する講演会の開催（名称未定）

- ・青少年や指導者及び保護者を対象としてスポーツ関連の講演会を開催します。
- ・開催日 2020年11月～2021年2月（未定）
- ・会場 未定

3 スポーツ推進のための各種教室等の開催及び体育施設の管理運営事業

【事業内容】

(1) 旭川市総合体育館の管理運営事業（指定管理事業）（定款第4条第1項 第1・6号関係）

市民のスポーツ活動を推進する拠点施設である旭川市総合体育館の指定管理者として、各種事業を実施するとともに適正な管理運営に努めます。

※指定期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

① スポーツ教室等の開催

市民スポーツの振興と健康増進を図るため、スポーツ教室等を開催します。総合体育館の指定管理者として、利用状況を考慮しながら施設を有効活用した様々な教室を開催します。教室の開催にあたっては、幼児、小学生、中高年なども含め初心者を対象に企画します。

開催教室 14教室開催 受講者定員 440名

予定教室 少年少女体操（2教室）、ミニバレー、ジュニアテニス、ソフトテニス、中高年体カづくり（2教室）、エアロビクス、ピラティス（2教室）、ヨガ（2教室）、ストレッチポール、エアロビクス+ヨガ

② 健康体カづくり教室等の開催

ア スポーツチャレンジ講座

小学生を対象に異なるスポーツを体験して、自分にあったスポーツを見つけてもらう「チャレンジ講座」を開催します。

イ 一般開放クリニック事業

一般開放利用者を対象として、月に数回指導者を配置して希望者に講習会を行い利用者のサービス向上に努めます。

ウ 逆上がり講習会

小学校の体育授業だけではマスターできない児童が多い鉄棒の逆上りを専門講師の指導によってコツを習得できるよう開催します。

③ トレーニング相談事業

各種トレーニングの正しい知識を普及するため、トレーニングルームに日本パワーリフティング協会1級審判員の資格を有する相談員1名及び厚生労働省認定ヘルスケアトレーナー・厚生労働省認定健康運動指導士の資格を有する相談員1名、計2名の相談員を配置し、利用者からの様々な相談やニーズに対応します。

・相談日：月・火・水曜日（10時～12時、18時30分～20時30分）及び木曜日（10時～12時、16時～18時）、土曜日（16時～18時）

・配置日：杉本一郎（月・火・水・木）※10時～12時、菅原一宣（月・火・水）、※18時30分～20時30分、（木・土）※16時～18時

④ 施設の管理運営

総合体育館の施設や用具の貸し出しを通じて利用者が安全で効率的に使用できるよう指導・助言を行います。

ア 利用管理：案内、対応、用具の貸出

利用しやすい施設となるよう利用者への案内及び個々の対応、用具の貸出など利便性の向上に努めます。

・利用者の意見や要望を反映させるため引き続き「旭川市総合体育館利用者の声を聴く会」を設置して、一層のサービス向上に向けた管理運営を目指します。

イ 利用受付：利用調整，使用料金収納等

施設の公益性を高めるため，大会の開催及び市民の利用に関して効果的な利用調整を行います。また，施設使用料金の収納事務を行います。

施設の使用料金については旭川市総合体育館条例に基づき，非営利目的の場合は利用しやすいよう低価格となっているほか，アマチュアスポーツ以外の使用に当たってはプロスポーツ，社会教育的な利用及び公益的な集会となっています。

・利用調整会議

全道，全国大会，地区大会等の利用申請の日程が重複する場合は，申請団体との調整会議を開催し総合体育館，大成市民センター体育館，忠和公園体育館，東光スポーツ公園施設武道館の4館の利用調整を行い，各団体の大会開催の実現に向けて可能な限り調整を行います。

・施設管理：清掃，保守点検等

施設の管理については，「体育施設運営士」の資格を有する職員のもとで保守管理等を徹底し安全管理に努めます。

(2) 大成市民センター体育館の管理運営事業(定款第4条第1項 第1・6号関係)

市の中心部に位置する大成市民センター体育館の管理運営受託者として，各種事業を実施するとともに適正な管理運営を図ります。

・所在地 旭川市6条通14丁目

① スポーツ教室の開催

市民スポーツの振興と普及を図るためにスポーツ教室を年間3教室開催します。初心者も取り組みやすい教室を開催します。

・3教室開催 受講者定員90名

・開催予定教室 バドミントン，卓球，ラージボール卓球

② スポーツ講座の開催

初心者を対象としたスポーツ講座を開催し，スポーツの普及・振興を図ります。

③ 施設の管理運営

大成市民センター体育館の施設や用具の貸し出しを通じて，利用者が安全で効率的に使用できるよう指導・助言を行います。

ア 利用管理：案内，対応，用具の貸出

利用しやすい施設となるよう，利用者への案内，個々の対応，用具の貸し出しなど利便性の向上に努めます。

イ 利用受付：利用調整，協力金（利用料金）収納等

施設の公益性を高めるため，大会の開催と市民の利用に関し効果的な利用調整を行います。また，協力金（施設利用料金）の収納事務を行います。

協力金（利用料金）は、総合体育館に準じて非営利目的の場合は利用しやすいよう低価格となっている外、アマチュアスポーツ以外の利用に当たってはプロスポーツや社会教育的な利用及び公益的な集会となっています。

ウ 施設管理：清掃，保守点検

施設の管理は「体育施設運営士」の資格を有する職員のもとで保守管理等を徹底し安全管理に努めます。

Ⅱ 法人管理運営事業

法人の管理運営に関すること。

Ⅲ その他

1 上川管内体育協会連絡協議会の運営

上川管内の23市町村で構成される連絡協議会の事務局として、会議（常任理事会，理事会）の開催，体育功労者の表彰，ブロック活動助成事業，青少年育成助成事業を通じて，管内のスポーツ普及・振興を図ります。

2 上川管内スポーツ少年団連絡協議会の運営

上川管内20市町のスポーツ少年団連絡協議会の事務局として，管内スポーツ少年団の大会運営等を通じて青少年スポーツの普及・振興を図ります。

3 総合型地域スポーツクラブ上川ネットの運営

上川管内中部の総合型地域スポーツクラブ（現在5クラブ）の事務局として，相互の連携協調を図り，地域に根ざした生涯スポーツの普及・振興を図ります。